

ID: 255

担当部署: 上下水道局

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	長門市農業集落排水処理施設条例 第16条		
例規番号	平成17年条例第153号		
<p>【根拠条文】 (行為の許可)</p> <p>第16条 排水処理施設に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件(第5条の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)を設けるときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、下水道法施行令第16条に定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ書面をもって市長に届け出て、指示を受けるものとする。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した図面</p> <p>(2) 物件の配置及び構造を表示した図面</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和4年2月28日